

平成 20 年国土交通省告示第 285 号新旧対照表

| 新 | | | | | | 旧 | | | | | |
|---|-----|---------------|--------|------------|--|---|-----|---------------|-------|------------|---|
| 別表第二 一 令第 123 条第 3 項第二号に規定する階段室又は付室、令第 129 条の 13 の 3 第 13 項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第 126 条の 2 第 1 項に規定する居室等 | | | | | | 別表第二 一 令第 123 条第 3 項第二号に規定する階段室又は付室、令第 129 条の 13 の 3 第 13 項に規定する昇降路又は乗降ロビー、令第 126 条の 2 第 1 項に規定する居室等 | | | | | |
| (十一) | 排煙口 | 機械排煙設備の排煙口の外観 | 排煙口的位置 | 目視等により確認する | 令第 126 条の 3 第 1 項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 | (十一) | 排煙口 | 機械排煙設備の排煙口の外観 | 排煙口位置 | 目視等により確認する | <u>平成 12 年建設省告示第 1436 号第三号</u> 又は令第 126 条の 3 第 1 項第三号の規定に適合しないこと。ただし、令第 128 条の 7 第 1 項、令第 129 条第 1 項又は令第 129 条の 2 第 1 項の規定が適用され、かつ、区画避難安全性能、階避難安全性能又は全館避難安全性能に影響を及ぼす修繕等が行われていない場合を除く。 |